

アレルギー疾患対策推進協議会 について

平成31年3月28日



厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

厚生労働省におけるアレルギー疾患に関するこれまでの取組

昭和47年	小児ぜんそく治療研究事業を実施。 (昭和49年度より小児慢性特定疾患治療研究事業において医療費助成を開始)
平成4年	・アレルギー疾患についての総合的な研究事業を開始し、病因及び病態の解明、治療法等の研究の推進。 ・免疫アレルギー疾患の診療に関するガイドライン等を随時作成及び改訂し、医療関係者に対する適切な診断・治療方法の普及啓発を実施。
平成12年	・リウマチ・アレルギー疾患に関する診療、研修、研究、情報などに関する高度専門医療施設として、国立相模原病院(現国立病院機構相模原病院)に臨床研究センターが開設。
平成17年	・今後のアレルギー対策を総合的・体系的に実施するため「アレルギー疾患対策の方向性等」を策定し、都道府県等関係団体に通知。「医療提供等の確保」を柱の一つに掲げ、かかりつけ医を中心とした医療体制の確立を推進)
平成18年	・リウマチ・アレルギー特別対策事業を開始。 目標:喘息死の減少。リウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数の減少。 方法:都道府県を通じて、医療機関、保健所、市町村等の地域医療連携を推進。
平成23年	・厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会において報告書のとりまとめ。(平成23年8月)



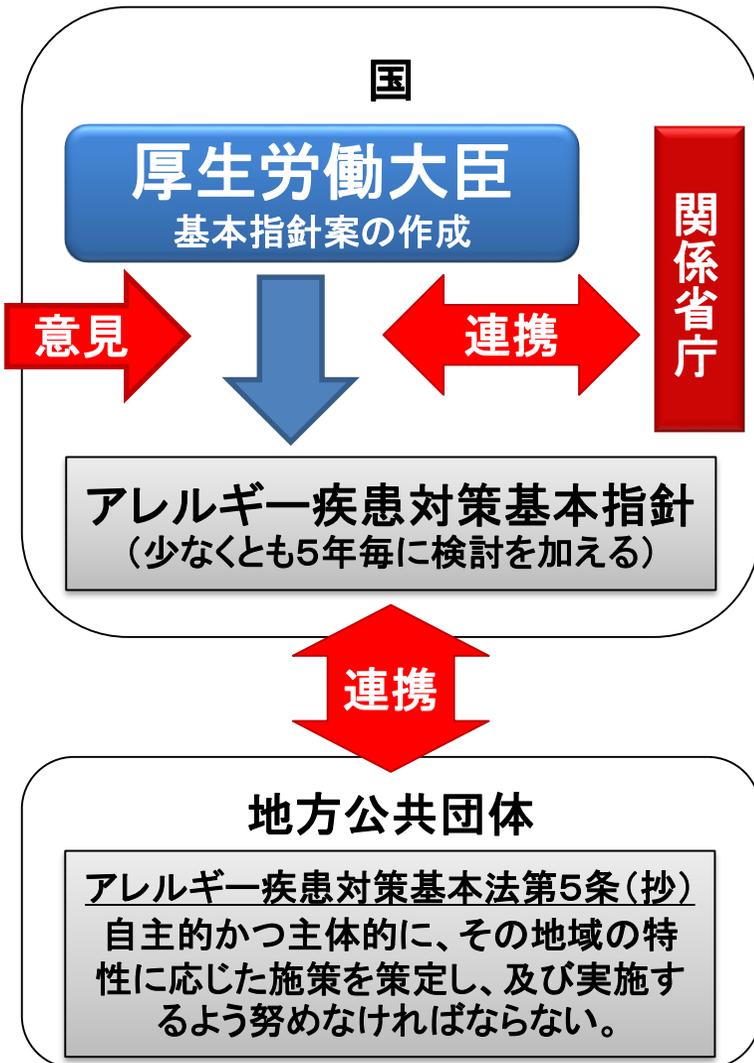
「アレルギー疾患対策基本法」成立(平成26年6月)

アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月施行)

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない。

アレルギー疾患対策推進協議会



主な基本的施策

1) 重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等
- ・生活環境の改善

2) 均てん化の促進等

- ・専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備等

3) 生活の質の維持向上

- ・その他アレルギー疾患医療に係る職種の育成
- ・関係機関の連携協力体制の整備
- ・国民全体への情報提供体制の整備

4) 研究の推進等

- ・アレルギー疾患の本態解明
- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の促進と、その成果の活用

国民

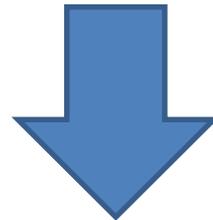
アレルギー疾患対策基本指針(平成29年3月告示)

○第1回(平成28年2月3日)～9回(平成28年12月2日)アレルギー疾患対策推進協議会において、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針についての議論を行い、取りまとめられた案に対し、パブリックコメントを踏まえ、平成29年3月21日に厚生労働大臣告示を行った。

本指針の基本理念

- 生活の仕方や生活環境の改善
- アレルギー疾患に係る医療の質の向上及び提供体制の整備
- 生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制の整備
- 研究の推進
- 研究等の成果の普及・活用・発展

アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示す。



国、地方公共団体、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者が、共に連携しながら主体的に参画

アレルギー疾患対策の総合的な推進を図る。